

制定 令和3年11月10日 3企本第447号  
一部改正 令和4年4月22日 4企本第57号

## (目的)

第1 「長野県公営企業経営戦略」(2021年3月)の具体化を目指し、2050ゼロカーボンに向けて、長野県企業局の売電並びに水力発電所の運転及び保守管理のあり方について、企業局が検討する上で有識者の意見を聴くため、長野県企業局売電等あり方検討有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

なお、有識者会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

## (会議事項)

第2 有識者会議は、「長野県公営企業経営戦略」を踏まえ、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 企業局電力の売電のあり方に関すること。
- (2) 企業局水力発電所の運転及び保守管理のあり方に関すること。
- (3) 県内の再生可能エネルギーの拡大及びエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりに寄与することに関すること。
- (4) 地域内経済循環に資することに関すること。
- (5) (1)から(4)までに係る地域貢献に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

## (構成員)

第3 有識者会議の構成員は、別表のとおりとする。この場合において、必要があると認めるときは、構成員以外の者の意見を聴くことができる。

2 有識者会議に座長を置く。

## (開催期間)

第4 有識者会議は、令和5年3月31日までの間、開催するものとする。

## (雑則)

第5 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に関して必要な事項は公営企業管理者が別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。

### 附則

#### (施行期日)

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。